

# 日本イギリス哲学会

## 第32回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

**Japanese Society for British Philosophy**

Program of the 32<sup>nd</sup> Annual Conference

at Teikyo University

期 日 2008年3月27日(木)・28日(金)

会 場 帝京大学 八王子キャンパス

東京都八王子市大塚 357

## 第1日 2008年3月27日(木)

9:30	受付	11号館 1階ロビー
10:00~11:00	総会	11号館 8階1181教室
<hr/>		
11:00~12:00	記念講演 自己存在意識の発生と崩壊—共存のための理論を求めて— 春日 喬 (帝京大学・非会員) 紹介者 冲永 宜司 (帝京大学)	11号館 8階1181教室
<hr/>		
12:00~13:00	昼食・休憩	
<hr/>		
13:00~17:30	シンポジウム I イングランド-スコットランド合同のインパクト—合同300周年記念— 司会: 田中 秀夫 (京都大学)・松園 伸 (早稲田大学)	11号館 8階1181教室
13:00~13:10	発題	司会者
13:10~13:40	第1報告 歴史のなかのスコットランド-イングランド関係	富田 理恵 (東海学院大学)
13:40~14:10	第2報告 「合同」と「スコットランド啓蒙」の形成	篠原 久 (関西学院大学)
14:10~14:40	第3報告 スコットランド史解釈と1707年 ——ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか——	犬塚 元 (群馬大学)
14:40~15:00	ティー・ブレイク	
15:00~15:30	特定質問	村松 茂美 (熊本学園大学)
15:30~17:20	質疑応答	
17:20~17:30	総括	司会者
<hr/>		
18:00~	懇親会	葛友館2階 食堂

## 第2日 2008年3月28日(金)

8:30

受付

11号館1階ロビー

8:50~12:10 個人研究報告(報告35分、質問15分)

### 第1会場 7階 1171教室

- 8:50~9:40 青木 滋之(日本学術振興会特別研究員)  
ロックとニュートン—実験哲学の定式化と後世への影響  
司会 大久保正健(杉野服飾大学)
- 9:40~10:30 小城 拓理(京都大学大学院生)  
ロックの自然法について  
司会 同上
- 10:30~11:20 林 誓雄(京都大学大学院生)  
ヒュームにおける「道徳的信念」  
司会 泉谷周三郎(横浜国立大学名誉教授)
- 11:20~12:10 田中 正司(横浜市立大学名誉教授)  
カントの目的論とイギリス経験論  
司会 同上

### 第2会場 7階 1172教室

- 8:50~9:40 佐藤 岳詩(北海道大学大学院生)  
R.M.ヘアの普遍化可能性概念の形式性について  
司会 桜井 徹(神戸大学)
- 9:40~10:30 水野 俊誠(慶応義塾大学大学院生)  
R.ノージックの心理状態説批判の検討  
司会 同上
- 10:30~11:20 米原 優(東北大学大学院生)  
ミルにおける二つの自由概念  
司会 関口 正司(九州大学)
- 11:20~12:10 池田 誠(北海道大学大学院生)  
ロールズのミル解釈—自由原理と公共的理由—  
司会 同上

### 第3会場 6階 1162教室

- 8:50~9:40 嘉陽 英朗(甲南大学経済学部非常勤講師)  
進歩主義と出版—出版業者ジョージフ・ジョンソンをめぐる—  
司会 只腰 親和(横浜市立大学)
- 9:40~10:30 信澤 淳(駒澤大学大学院生)  
グラッドストンの『教会との関係における国家』とマコーリーの「グラッドストーン論」  
—初期ヴィクトリア朝における「政教分離」をめぐる議論の一事例として—  
司会 同上
- 10:30~11:20 春日 潤一(カーディフ大学大学院生)  
R. G. コリングウッドの実在論批判——初期テキストを中心に  
司会 中釜 浩一(法政大学)
- 11:20~12:10 Christopher Yorke(University of Tokyo, University of Glasgow)  
From States of Nature to the Natures of States  
司会 山岡 龍一(放送大学)

12:10~13:00 昼食・休憩

13 : 00 ~ 13 : 30 臨時総会

11号館 8階 1181教室

---

13 : 30 ~ 17 : 00 シンポジウムⅡ 言語行為論の再検討

11号館 8階 1181教室

司会：一ノ瀬正樹（東京大学）・成田 和信（慶應義塾大学）

13 : 30 ~ 13 : 40 発 題

司会者

13 : 40 ~ 14 : 10 第1報告 言語行為論による政治的自由論の再検討

森 達也（専修大学兼任講師）

14 : 10 ~ 14 : 40 第2報告 言語行為における人称性と労働の交換

伊勢 俊彦（立命館大学）

14 : 40 ~ 15 : 10 第3報告 社会的コミュニケーションの論理的ダイナミクス（Ⅱ）

山田 友幸（北海道大学）

15 : 10 ~ 15 : 30 ティー・ブレイク

15 : 30 ~ 16 : 50 質疑応答

16 : 50 ~ 17 : 00 総 括

司会者

---

17 : 00 ~ 閉会挨拶

会 長・寺中平治

## 自己存在意識の発生と崩壊—共存のための理論を求めて—

春日 喬 (帝京大学)

人間の自己意識はどのように発生し形成されるのだろうか。これは「私」という意識の発生であり、「私」がどのように生きるかという問題の原点である。私はなぜ生まれてきたのか、なぜ生きなければならないのか。「生まれ出る悩み」は、古くから生の哲学に深く根ざした洋の東西を問わず永遠の課題である。精神科医療、心理臨床の現場では、人間不信に支配され、自己の存在意識が崩壊に向かって限りなく減衰していく個人が、人間信頼を回復し、自己存在の意義と、生きることの意義を再発見するための支援活動に日夜専心している。自己存在意識の完全な崩壊は死を意味する。生まれたばかりの新生児が、人間不信と共に生まれて来るとは考えにくい。人間不信は、ヒトとヒトとの相互作用の中で醸成される。この源流をたどれば、母親の胎内の胎児の時代、胎生期に遡る。

出生前の胎児は母体の一部であり、胎児の存在は母体との生化学的相互作用によって保証されている。母体は生体システムとして機能し、生体内に異物が侵入すると生体は自己防衛として、免疫系を発動しこれを、非自己として攻撃し排除するように機能する。出産と同時に胎児は、新生児として母体から離れて独立した生体システムとなる。すなわち、新生児は、母体からは異なる非自己の存在となる。母子関係は、生化学的關係から社会的關係に変わることになる。ヒトという種は、生理的早産と言われるように、親の養育がなければ生存はおぼつかない。もし、母親が出産後、自分が生んだ新生児を認知的に非自己で「異物」と知覚すれば、親の育児行動は解発されず、異物を排除する虐待行動となる。新生児には、自己感覚はあるが、まだ自己意識はない。内臓感覚的存在形式が、外部の人間を知覚し、他者と相互作用をすることによって自己意識を形成して行く。これが内臓感覚系から外部知覚系への移行である。外部知覚系でヒトは他のヒトを知覚するのである。すべての種は、その種に特有の刺激 (species-specific stimuli) があり、これによってその種の保存を図っている。ヒトの場合は、それはヒトの発するヒト刺激であり、対人状況でのヒト刺激を対人刺激 (春日、1987) と定義する。発達初期の母子相互作用は、母と子の対人刺激の相互作用である。適正な質の対人刺激の相互作用がなければ、生体システムの発達と適正な機能の維持はありえないし、適正な自己存在意識の発生と形成はありえない。有害な対人刺激に曝されると、生体システムは機能不全となる。ヒトは孤立感を深め、自己存在意識が減衰していく。現代世界において、ヒトという種が共通に抱える問題は何か。地球規模の環境破壊もさることながら、情報技術 (IT) 革命による情報伝達の効率化により、直接的な対人的接触体験が欠落し、他者が排除すべき非自己となる。世界は有害な対人刺激に満ち溢れている。児童虐待、暴力、殺人。ヒト刺激のモノ刺激化の病理が進行している。デジタル化は精神の領域に及んでいる。異なる信念、異なる民族・宗教間の葛藤と殺戮。民族浄化の病理。情報伝達技術の発達に伴って人間が共存の能力を喪失して行くとすれば、文明の発達とは何か。心理学と哲学は今こそ手を携え、異質性排除の病理を克服し、「共存のための論理の構築」を目指すことが必要と思える。

## 第1報告

## 歴史のなかのスコットランド-イングランド関係

富田 理恵 (東海学院大学)

通時的にスコットランド-イングランド関係を見ていくとき、その関係には定形のパターンがあることに気がつく。そのなかで1707年の出来事も考えてみたい。

イングランドは、ヘンリ8世がカトリック教会から離脱し「異端」国家打倒を「大義」として他国が干渉する可能性が生じた1533年から、ヨーロッパの冷戦終結の1989年(ソ連崩壊1991年)まで、安全保障(軍事戦略上)の観点から、北方の国境線が脅かされることのないよう、その北の領域を自らの陣営に引き入れておかなければならない必要があった。

そこでヘンリ8世は、1543年にエドワード皇太子と乳児であったメアリ女王との婚約を成立させるが、半年でスコットランド政府が一方的に破談とした。これに反発したヘンリはスコットランドに軍を派遣しヘンリ没後もサマセットの軍が侵入する(「粗野な求愛」戦争)。イングランドは膨大な出費にもかかわらず、直接に得るものなく撤退した。

セシルは「粗野な求愛」戦争に従軍してその教訓を学び、スコットランドが主体的に親イングランド路線をとっていくのを後援するのが賢策であるとエリザベスに提言したと考えられる。以後イングランドによるあからさまな軍事侵略はない。

エリザベス即位当時のイングランドは、ブリテン島の南半分を領するに過ぎない島国国家であるという現実を直面する。ここで改めて三王国関係をどうするかが、プロテスタント国家として歩み始めたエリザベス治世当初の課題となったと考えられる。ここでセシルは、1560年2月にスコットランドのプロテスタントの反乱軍である会衆軍を援助する約束をした。この軍事介入とフランス出身の摂政の病死によって会衆軍が勝利し、スコットランドは、プロテスタント、親イングランド路線をとっていく。ただし直接の軍事力行使でないが、年金その他の手段によりイングランドから操作されるようになる。

1560年が基盤となって、1603年に同君連合が成立するものの、三王国の政治を調整するための機能する制度を作り上げることができなかつたために、かえって摩擦が大きくなった。契約派は、スイスやネーデルランドをモデルに連邦制の成立を構想するが実を結ばなかつた。スコットランドは自治都市総会の存在や一院制三身分の議会等、大陸国家の社团的な編成と共通点を持っていた。一方イングランドは古来の国制に誇りを捨てなかつた。教会も長老主義教会とアングリカンとは同じでない。こうした相違を、足して2で割るということもできなかった。連邦制は、同規模の自治的な政治体が国家を形成するときには、典型的に機能する。しかしブリテンにおいては、三王国が不均衡な力関係にあったため、成り立たなかつた。イングランド側は、小が大を指図するのを嫌ったし、人口や経済力に見合うだけの発言力のみ与えられるとすれば、常にスコットランド側がイングランド側に妥協していくことになる。これは1707年以降議会を共有したとしても根本的に解決できない問題であるし、自治政府が成立した現在も行き詰まりに達する可能性がある。

それではなぜ「連合王国」が成立してきたか。第一に、軍事戦略上の理由から危機的な側面において、イングランドは「適切な」妥協を用意し事態を收拾してきた(1707年)。第二に、両地域の結びつきを強めるスローガンや政治目標が存在し続けた。1707年には、自由貿易、対仏戦争、反カトリックであり、19世紀には、帝国の共有、自由主義的理念、20世紀には、世界大戦と福祉国家であったといえよう。1707年についてみれば、植民地獲得競争の時代、ブリテンという強力な財政軍事国家の船に乗ったことは、単独でこの時代を航海するより賢明な決断であった。しかし20世紀までの政治目標は消滅した。21世紀、分権的で連邦的で平和な欧州が到来するとすれば、別の選択肢もあるのかもしれない。

## 第2報告

## 「合同」と「スコットランド啓蒙」の形成

篠原 久 (関西学院大学)

第2報告として与えられたテーマを、スコットランド教会「長老派制度」確立後の「穏健派」集団による「牧師(教会)啓蒙」と、スコットランド諸大学「教壇」からの「教授(大学)啓蒙」という観点からとらえ、後者の成果としての「スコットランド道徳哲学」の内容と、「合同」後の議会の代替物(「教会総会」と「討論団体(クラブ)」)での議論に言及することによって、「スコットランド」啓蒙思想の特徴を探ることとする。同時に、これら牧師と教授の任命にあたって、合邦後のスコットランド「マネジメント」体制(「ボス支配」)を担った大貴族、とりわけアーチバルド・キャンブル(初代アイレイ伯、第三代アーガイル公)を中心とする「アーガイル派」の果たした役割の再検討をも課題としたい。

「長老派制度」の確立は「名誉革命体制」(1690)に求められるが、「穏健派」成立(1752)までのあいだは、確立した教会統治制度の内部で「恩恵」と「自由意志」(信仰と道徳)をめぐる神学論争が展開され(シムスン訴訟、精髓論争、キャンブル訴訟)、正統派の見解に対して新しい世代の牧師たちの意見表明のなかから、18世紀後半の「穏健派」と「福音派」が登場することになる。両派の対立点の一つが、「牧師任命権法」(Patronage Act 1712)をめぐるもので、会衆による牧師任命(良心の自由)に固執する福音派にたいして、教会と社会の「秩序」を重視する穏健派(ロバートソン、ブレア、ジョン・ヒューム、カーライル等)は国法による任命に与した。これら穏健派「教会人」および「大学人」(知識人として教会人は大学教授になりうる存在であった)の任命に大きな役割をはたしたのがアーガイルであった。「教授啓蒙」は彼の任命した大学人が担うことになる。

スコットランド諸大学(グラスゴウ、エディンバラ、アバディーン、セント・アンドルーズ)はいずれも18世紀末までには(従来の「リージェント制度」から)「教授制度」に移行し、各大学で独自のカリキュラムが考案されるが、教養学部(哲学部)の中心に置かれたのは、「道徳哲学」であった。スコットランド啓蒙の「総括者」としてのドゥーガルド・ステュアート(エディンバラ大学「道徳哲学」教授)は、19世紀初頭の『ブリタニカ百科事典』補巻において「ヨーロッパ学問史」の展開の形を借りて、「スコットランド道徳哲学」(その3部門としての「形而上学」、「倫理学」、「政治学」)の特徴を紹介しようとした。彼のいう「形而上学」は「精神の力能と作用の解剖」すなわち「人間本性の分析」を意味し、倫理学と政治学もこの分析を土台とすべきものであった。イングランドの経験主義者たち、とりわけベーコンとロックが開始したこの方向を正当に受け継いだのが「スコットランド学派」もしくは「スコットランド哲学」であって、「ヒューム哲学」およびその哲学の批判から出発した「スコットランド常識哲学」もその枠組みはこの「道徳哲学」第1部門としての「形而上学」(精神哲学)であった。「倫理学」の実践分野は「自然法学」として展開しうる側面もみられるが、「スコットランド道徳哲学」の最も貴重な「成果」は、ステュアートによれば、第3部門の「政治学」が新しい学問としての「経済学」を生み出したことであった。

「スコットランド哲学」の総括者ステュアートは、19世紀初頭に「大学人事への教会の介入」、「聖職兼任」、「縁故主義」等を痛烈に批判することにより、世紀末に反動化した「穏健派」の総括をもおこなった。

## 第3報告

## スコットランド史解釈と1707年

## ——ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか——

犬塚 元 (群馬大学)

この報告に求められているのは、1707年合同のインパクトについて、政治思想史研究の立場から報告することである。イングランドとスコットランドのこの合同については、様々な観点からのアプローチが可能である。近年ではなじみ深い、帝国や連邦という問題群との関連において扱うこともできようし、あるいは、スコットランド啓蒙に至る社会的・文化的前提を探るといった関心のもと、政治と経済の関連や、思想的伝統の邂逅や相克に焦点を合わせる、ということもまた可能であろう。そうしたなか、この報告では、1707年をめぐる歴史解釈に注目したい。スコットランド啓蒙については、イングランドとの合同を肯定的に受け入れたうえでスコットランドに花開いた、「ユニオニスト啓蒙」(田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』8頁)という性格規定も可能であるが、そもそも、スコットランドの知識人が、1707年の合同をどのような意味を持つ歴史的出来事として位置づけたか、というシンプルなテーマこそがこの報告の主題である。1707年の合同をどのように歴史的に位置づけるか、という問題は、それ以前のスコットランドの歴史をどのように理解するか、という問題と不可分である。つまり、この報告では、スコットランド史解釈のなかでの1707年の位置づけを手がかりに、1707年のインパクトを測定しよう、というわけである。

副題が示すように、この報告の具体的分析の中心は、デイヴィッド・ヒュームの『イングランド史』である。『グレート・ブリテン史』として公刊が開始されたこの歴史書は、結局、『イングランド史』との表題に変更される。そして、当初は本文に組み込まれていたスコットランド史をめぐる叙述の多くは、巻末の後註へと追いやられる。なぜ『グレート・ブリテン史』が断念され、『イングランド史』とされたのか。これまでのヒューム研究において、必ずしも明快に解答が与えられたわけではない——つまりは決定的な根拠資料を現状では欠く——この問題に対して、この報告は、ヒュームのスコットランド史解釈に注目することを通じて、仮説を提示したい。18世紀政治思想におけるスコットランド史解釈をめぐるのは、ジョン・ロバートソンやコリン・キッドの業績など、この20年あまりの間に大幅に研究が進展しており、この報告では、そうした先行の研究成果を前提にしたうえで、ヒュームのスコットランド史解釈、1707年をめぐる彼の歴史解釈に光を当ててみたい。

この問題についての、私のこれまでの暫定的な見解は、拙著『デイヴィッド・ヒュームの政治学』214-15頁註1に示されている。また、ヒュームのスコットランド史解釈と対照されるべき、彼のイングランド史解釈についての私の最近の見解は、拙稿「啓蒙の物語叙述」の政治思想『思想』(2008.2 公刊予定)に示される。ご参照いただければ幸いである。



## ロックとニュートン — 実験哲学の定式化と、後世への影響

青木 滋之 (日本学術振興会特別研究員)

ロックが『人間知性論』冒頭の「読者への手紙」で、自らの役割を、ボイル、シドナム、ニュートンといった自然学における大建築家の「下働き Under-Labourer」としたことはよく知られている。この「下働き」が何を意味するものであったのかについては、アレグザンダー (1985)、ジョリー (1999) を始めとした多くの研究者によって様々な解釈が提出されてきているが、ロックが念頭に置いていた作業の一つに、イングランド実験哲学の哲学的な擁護があったと考えるのは妥当である。それは、『人間知性論』で展開される議論内容からして、さらに、

- ・ ボイル、ニュートンが王立協会の主要メンバーであったこと
- ・ 『人間知性論』が、当時の王立協会会長であったペンブルクに捧げられていること
- ・ ロック自身が、医学・化学を中心としたイングランド実験哲学の環境の中で知的訓練を受け、王立協会の会員でもあったこと

等の状況的証拠からしても、明らかであろう。しかし、ロック哲学のこうした側面を扱う研究は、従来ボイルやシドナムとロックとの間の連続性／非連続性には注目してきたものの、ニュートンとロックとの関係、特に後世への影響を検討することに関しては、アクステル (1965, 1968, 1969)、ロジャーズ (1978, 1979, 1982) らによる優れた業績を除けば、殆ど省みられてこなかったように思われる。

本発表で私は、こうして等閑視されてきたロックとニュートンの思想的つながりに焦点を当て、ロックの認識論が、ニュートン自然学の認識論的な定式化に相当する貢献を行ったということを示したい。この目標のため、以下のような手続きで論じようと考えている。

まず始めに、ロックとニュートンの思想的背景が形成された時期に、それぞれの間には全く知的交流がなかった事を簡潔に指摘する。我々が手にしている証拠によれば、ロックとニュートンは独立に思想を形成しており、ロックとニュートンが初めて面会した 1689 年は、それぞれの主著 (『人間知性論 (1690)』および『プリンキピア (1686)』) が完成していた後であったことが事実として挙げられる。

次に私は、それにも拘らず、ロックが『プリンキピア』をその内容を的確に理解した上で、自らの認識論の具体例として取り込んでいった点を指摘する。ロックは『プリンキピア』公刊後の 1688 年に、J.ルクレール編集のレビュー誌 *Bibliothèque Universelle* に『プリンキピア』のレビューを掲載しているが、これを境にしてニュートンへの尊敬の念を強め、『人間知性論』4 版では、知識を扱う章でニュートンへの言及を新たに追加していることが見出される。これは、ロックがすでにコミットしていた認識論がニュートンの業績によって修正を迫られず、むしろ、その認識論を支持する偉大な具体例として『プリンキピア』が扱われていることを示している。ニュートンとロックの間には、実験哲学という共有された認識論的原理が存在しており、ロックの『人間知性論』で展開された認識論は、当時イングランドの自然学において具体的な形で現れ始めていた実験哲学の成果を、明確な形で定式化し、哲学的な見地から擁護したものだと考えられる。

そして最後に私は、上記で論じられたロックによる (ニュートン自然学を含んだ) 実験哲学の定式化および擁護が、実際に 18 世紀のニュートン主義者たち (とりわけロジャーズ (1982) が指摘しているような、ニュートン自然学のコメンタリーの執筆者たち) によって共有されていった様子を指摘したい。こうして、ロックの認識論が当時のイングランド実験哲学の営みを支え、哲学的な見地から擁護する性格を持つものであったこと、実験哲学の営みに内在的なものであったことを示すのが、本論の最終的な狙いである。また、さらに一歩進んで、こうしたロックの認識論が現代の認識論や科学哲学に与える示唆についても考察を巡らせる予定である。

## ロックの自然法について

小城 拓理 (京都大学大学院生)

周知のようにダンを代表として、従来のロック研究はロックにおける神の存在を極めて重視してきた。しかし、神がいかなる意味で、そしてどの程度の役割を果たしているのかについては様々な議論がある。本発表は、主著はもちろん遺稿も踏まえながら、ロックにおける重要な概念である自然法を分析することで、ロックにおける神の役割を見定めることを目的とするものである。

現時点での本発表の概略は以下のようなものである。本発表は『自然法論』の校訂者であるフォン・ライデンによって提起されたロックの自然法は主意主義的なのかそれとも主知主義的なのかという問題から出発する。主意主義とは、自然法の拘束力の根拠を神の意志に求める立場であり、主知主義とはそれを正しい理性の指令に求める立場のことである。本発表は、この問題については、主意主義か主知主義かというような二者択一の枠組みそのものにとらわれることなく、両者の主張を極力生かす形で論じたい。まず、ロック自身が『自然法論』の中で法を構成する二つの要素として法の拘束力と法の内容とを挙げていることに着目する。そして、前者の役割を担うのが神の意志であり、後者のそれが理性であることを示す。こうすることで、ロックの自然法は服従根拠を神の意志に置くという点では主意主義的であり、導出根拠を理性に置くという点では主知主義的であると結論付けることができる。もちろん拘束力が神に由来する以上、神の存在を自然法から捨象することは不可能である。

しかし、自然法の認識の問題に目を転じてみると、神の存在が次第に後景に退いていくことが分かる。ロックは聖書を読むことが道徳を学ぶことであることを様々なところで書いている。だが、彼は聖書を読むことだけが道徳を学ぶ方法だと言っているわけではない。人間は理性によって、感覚経験を通じて自然法を知ることができるのである。ここでロックが着目するのが人間本性である。ロックによると人間は生来自己保存の欲求を持つ。しかし、人間が自己の利益のみ追求するのであれば、互いに傷つけあい、生きていくことが困難となる。よって、ある程度自己保存の欲求を制限する必要がある。ロック自身、道徳の役割は人間の欲望に一定のたがをはめることだと様々なところで述べている。そして、そのために理性によって発見されるのが自然法なのである。しかし、理性によって自然法の内容を認識したとしても、人間は利己的であるがゆえに、それを遵守したがる。なぜなら、自然法の賞罰は来世になって初めてもたらされるがゆえに、誰もが現世における自分の幸福ばかり考えてしまうからである。では、どのようにして人間に自然法を守らせるのか。ロックによるとそれは統治を設立することによってなのである。

以上の議論から本発表が強調したいことは三つある。第一に自然法の拘束力の根拠に神を据えながらも、現世におけるその有効性に限界があることをロック自身が認めていることである。そして第二に、自然法の内容の認識から統治設立に至るまでの一連のプロセスにおいて、神に言及する必要性が無いということである。最後に第三に、ロックには、自分の信仰が自らの政治理論に影響を及ぼすことを意図的に抑制している節があることである。先述のように、神は自然法の拘束力を担保するがゆえに、ロックの自然法から神の存在を抜くことはできない。しかし、自然法の内実を鑑みると、その役割はかなり限定的なものに留まるというのが本発表で示したい結論である。また、以上のような研究は世俗化あるいは脱神学化に特徴を有するとされる近代自然法とロックの自然法とを比較するための有益な視座を提供するものと思われる。

## ヒュームにおける「道徳的信念」

林 誓雄 (京都大学大学院生)

「道徳は、我々の情念や行動に影響するものと想定されている。…そしてこのことは日常経験によって確認される。日常経験によれば、人々はしばしば義務によって支配され、不正義の意見によってある行動を思いとどまり、責務の意見によって他の行動に駆り立てられる。」

この文章は、十八世紀の思想家デイヴィッド・ヒュームがその主著『人間本性論』において「道徳」について語ったものである。何らの問題も含まれていないように見えるこの文章は、その解釈をめぐる、これまで数多くの議論がとり交わされてきた。議論となるポイントは以下の通りである。すなわち、ヒュームは我々が道徳的評価を行う際には、実際に道徳感情を感じていると述べている。そして道徳の場面においても、我々を動機づけるものは「(理性が取り扱う) 観念や信念」ではなく「印象(情念や感情)」であるとされる(モラル・センス説)。こうした主張とは裏腹に、冒頭でも見られたように「道徳的な意見」とはある種の「観念や信念」であると考えられ、これらは理性が取り扱うものである。したがってここでは、つじつまの合わない主張がなされているように見える。

こうした点は、先行研究では「ヒュームの理論に道徳的信念というものがあるのかどうか」という形で問われてきた。現代のメタ倫理学における言い方を当てはめるのならば、ヒュームは道徳に関して「認知主義」を採用するのか、それとも「非-認知主義」を採用するのか、ということになるだろう。

だがこうした問いにはそう簡単に答えることが出来ない。ヒュームの心の哲学は実に豊かな内容を持ち、そのために内実を理解・解釈するには多大なる困難が伴う。『人間本性論』第一巻における観念や信念についての考察、及び第二巻における情念や感情について考察は、いずれも複雑さわまりない。そして第三巻道徳論は、それ単独でも理解が可能であるとするヒューム自身の主張とは裏腹に、前2巻での言葉遣いや理論的枠組みが多分に導入されており、道徳論における各論を道徳論内部のみで理解することは難しい。

そこで本発表は、『人間本性論』第一巻で詳しく説明されている「信念」の理論に着目しながら、ヒュームにおけるいわゆる「道徳的信念」というものについて考察を行う。ヒューム哲学における「信念」は、極めて特殊な性格をもち、その解釈は困難をきわめる。そのために「信念」が、道徳哲学に関する研究においてこれまで注目されることは少なかった。だが、冒頭引用箇所に見られる「義務についての意見」や「責務についての意見」とは、ある種の「信念」であると考えられる。そしてその内実は、第一巻における議論を念頭に踏まえることで明らかになると思われる。もちろん、事実判断における「信念」と道徳判断における「道徳的信念」とがまったく同じものではないだろうし、その違いを注意深く浮き彫りにしていくことが必要となる。しかしながら、ヒューム哲学における「信念」が生成される基本的枠組みは第一巻の中に凝縮されており、この基本的枠組みをおさえることが「道徳的信念」について考察する上で不可欠と考えられる。加えて、「信念」が「意見」と言い換えられるとき、ヒュームは「信念」に何らかの権威や力を結びつけて述べている。「信念」及び「意見」と結びつけられている権威や力について考察する際にも、第一巻での議論が参考になると思われる。

本発表では紙幅の都合上、第一巻における「信念」と「道徳的信念」との関係について検討することがメインとなる。とはいえこの検討は、今後ヒューム道徳哲学の他の議論を考察する上での有用な基盤となることだろう。

## カントの目的論とイギリス経験論

田中 正司 (横浜市立大学名誉教授)

アダム・スミスが目的論を前提した議論を展開していたことは、ハスバツハやヴェブレンなどがいち早く指摘していた事実であったが、目的論を中核とするスミスの神学的解釈は一般的には受容されていない。その理由は、目的論の形而上学的曖昧さと、スミスの倫理学や経済学は経験原理だけで説明できるから神学は無用であると考えられる点にある。しかし、目的論が現実の科学的分析には不必要な無用の長物にすぎないかどうかについては、実際にはかなり問題がある。本報告は、こうした否定的見解に応答するため、スミス理論の神学的枠組みの認識批判を試みる。その手掛りとして、カントの『判断力批判』と「世界市民的視点からみた普遍史の理念」を援用する。

カントは『判断力批判』の第2部で、生物学の知識に基づいて、宗教改革神学とその影響を受けた科学革命思想に基づく機械論的自然観では、目的追求活動を行う有機体や自然の構造は認識しえない次第を明らかにしている。その一方で、神の存在と属性の目的論的証明論としての自然神学をきびしく批判している。しかし、カントの自然神学批判は、神の存在を証明する根拠を自然そのものの中に見出すことはできないということで、目的論自体の否定ではない。その次第は、彼が歴史哲学では徹底した歴史目的論を展開していることから傍証される。カントは、神学と目的論とが別物である理由を明らかにしたうえで、自然目的の活動に基づく作用⇒目的実現の根拠とそのプロセスを論理化するとともに、その帰結としての自然の客観的合目的性が判断力原理に基づいて承認されるべきの論証を主題としていたのである。

カントは、こうした論理展開の過程で自然法則概念の目的論的構造を明らかにするなど、西欧思想の根本原理を理解するうえで不可欠な多くの示唆に富む論理を展開している。にもかかわらず、カントは「自然の究極目的」が認識不可能であることから、人間の目的を問う理性主義的実践道徳論に移行している。

これに対し、自然神学の伝統から出発した18世紀のイギリス経験論の頂点に立つアダム・スミスは、神の創造した自然の摂理(カントのいう自然の客観的合目的性)の存在を前提していたため、カントのように理性を自然に優越させる理性主義に走ることなく、自然そのものの世界に内在する作用⇒目的実現の過程の徹底した経験分析を通して社会科学を成立に導くことができたのであった。スミスとカントとの最大の相違点は、スミスがカントのように自然を離れた理性主義に走ることなく、最後まで自然=生命=感情の世界に止まっていた点にあるが、スミスの論理にはカントの目的論との共通点が多く、機械論的自然観と異なる目的論的な論理に基づくダイナミックな人間・社会認識が数多く見られることが注目される。

18世紀の自然主義にも数多くの潮流があることはいままでもないが、カント的な認識批判を踏まえるとき、自然神学思想を母体とした18世紀の社会科学の目的論的構造とそのもつ意味がクリアーになり、機械論的・力学的経験論だけでは事態の真実に迫りえない次第が知られることであろう。そうした問題点について試論的に論及したい。

## 個人研究報告

## R.M.ヘアの普遍化可能性概念の形式性について

佐藤 岳詩 (北海道大学大学院生)

R.M.ヘアによれば、道德判断の持つ最も重要な論理的性質は「普遍化可能性」と「指令性」である。本発表ではそのうち特に普遍化可能性に注目し、この原理が形式的であるというヘアの主張の擁護を試みる。

ヘアは普遍化可能性原理を形式的原理であるとし、それゆえに諸処の道德理論に中立な論理的制約であると論じる。彼がそう述べた二十世紀中頃以来、多くの議論がこの主張の是非を巡って繰り返されてきた。とりわけ多く主張されるのは、ヘアの述べる普遍化可能性原理は単なる論理的制約を超えて拡張されており、一つの実質的道德的主張であるという批判である。普遍化可能性のテーゼはヘアにとって欠くことのできないものであり、その否定はヘアの倫理学全体を揺るがす。そのためこれらの批判をもって、ヘアの理論はメタ倫理学としては失敗だったと見なされる風潮が世界的に見て強い。

たとえばヘアはその倫理学の中で行為者に「他者の選好の考慮」を要請する。それによれば我々は行為にあたって他者の立場に立ってその選好を正確に再現し、しかもそれを平等に取り扱わなければならない。ここから彼は独自の主張である選好功利主義を導出する。これに対しマッキーは「普遍化の三段階」という概念を提出し、形式的な普遍化と言えるのは第一段階のみであるが、ヘアはその三段階目までを行ってしまっていると述べる。そのためマッキーによればヘアの普遍化可能性原理は強すぎる普遍化であり、これは実質的な原理であり主観的である。

またウィリアムズは「選好の正確な再現」の箇所に疑問を呈する。我々が他者の選好を正確に再現しなければならない、という主張は平等主義に基づく実質的な主張なのではないか、と彼は述べる。

同様に、フェルドマンと奥野は「選好の平等な取り扱い」という要請も形式的ではないと主張する。たとえ選好の正確な再現という要請が形式的原理であったとしても、なぜその選好を平等に扱わねばならないのか。他者の選好を考慮にはいれつつ、あくまで自分の選好充足を重視してもよいのではないかと、彼らは問う。この点でもヘアはやはり実質的な普遍化可能性原理を主張しているとされる。

これらの批判に対し、本発表はヘアの擁護を試みる。普遍化可能性原理はそれ自体として道德的結論を導出しない点で形式的である。普遍化可能性原理は道德判断に特有のものではなく、あらゆる記述判断や価値判断に共通の性質である。普遍化可能性原理は美的文脈で用いられれば美的結論を、数学的文脈で用いられれば数学に関する結論を導出する。道德的結論を導出するのは、普遍化原理ではなく文脈が持つ道德性である。

また確かに選好功利主義という実質的原理は普遍化可能性原理なくしては導出されないが、その中の「選好の再現」と「平等な取り扱い」を要請するのは普遍化可能性原理ではない。むしろそれを求めるのは合理性であり、指令性である。普遍化可能性原理が扱うものは「判断相互の関係が無矛盾であるか」という問題であり、「道德判断においては何をどのように考慮すべきか」という問題はその範囲外である。ヘアの理論において後者を決定するのは指令性と合理性である。

しかしヘアの理論が完全に形式的なものとなるかという点、一概にそうとは言えない。それは合理性という制約がそれ自体一つの実質的主張であり得るためである。普遍化可能性原理も選好の考慮も合理性の課す制約ではあるが、そもそも我々は合理的でなければならないのだろうか。そしてまた、ヘアの普遍化可能性原理は形式的であるがゆえに、判断の内容に対して何らの制限を加えないという決定不全性の問題を抱える恐れがある。本発表は最後にこれらの問題を指摘し、さらなるヘア研究が必要であると結論する。

## R.ノージックの心理状態説批判の検討

水野 俊誠 (慶応義塾大学大学院生)

個人の福利についての心理状態説とは、「当人の心理状態のみが当人の福利のレベルを決定する」という考え方であり、功利主義の本質的な構成要素であるとされる。本発表では、心理状態説に対する代表的な批判、即ち「経験機械」の思考実験を援用したR.ノージックによる批判及びそれに対する反論を取りあげて検討を加える。そして、ノージックの議論には複数の解釈が可能であり、少なくとも一つの解釈によるその議論は心理状態説に対する適切な批判になると論じる。

心理状態説は、現代でも依然として根強い支持者を持つが、様々な批判にさらされてきた。そのなかでR.ノージックが次のような「経験機械」の思考実験を援用して行った批判は、とりわけ重要なものである。その思考実験とは、「超詐術師の神経心理学者があなたの脳を刺激して、偉大な小説を書いている、興味深い本を読んでいるなどとあなたが考えたり感じたりするようにさせることができるとしよう。その間中ずっとあなたは、電極を取り付けられたまま、タンクの中で漂っている。あなたの人生の様々な経験を予めプログラムした上で、あなたはこの機械に一生繋がれているだろうか」というものである。この「経験機械」の思考実験を援用して心理状態説を次のように批判することができる。即ち、「(1) 経験機械があるとしよう。(2) 全ての人が経験機械に繋がれる機会を提供されたとしたら、一部の人はそれに繋がれることを選択しないだろう。(3) その機械に繋がれないことを選択する人は、当人の望ましい心理状態以外のもの(達成、ある種の人になること、現実の世界について理解すること等)を究極の動機として持つので、当人自身の望ましい心理状態は当人の唯一の究極の動機となることができない。(4) それゆえ、心理状態説は誤りである」。

「経験機械」の思考実験を援用した心理状態説批判に対して、以下のような反論が差し向けられてきた。

第1に、達成、ある種の人になること、現実の世界について理解を深めることのような、望ましい心理状態以外のものを我々が欲するのは、それらが望ましい心理状態をもたらすからでしかない。このように、当人自身の望ましい心理状態が当人の唯一の究極目的である。それゆえ、心理状態説は適切である。

第2に、ある人々が経験機械に繋がれないことを選択するのは、その機械に繋がれることが自己愛的な逃避であるという考えがもたらす不快が、その機械がもたらすと期待される快より大きいからである。このように、その機械に繋がれない選択は心理状態説に基づいて説明できるので、心理状態説は経験機械による批判をかかわることができる。

第3に、望ましい心理状態以外のものが持つとされる価値は、非反省的な社会实践の産物に過ぎない。例えば、達成の価値は、原始時代により多くの獲物を仕留めた者が仲間から賞賛されたことの名残であるかもしれない。このように、望ましい心理状態以外のものが持つとされる価値は十分な根拠を持たない。

第4に、個人の心の外部から見れば、達成等の価値は疑わしい。その理由として、トルストイの『戦争と平和』のような優れた作品でさえ世界の創造と比較すればほとんど意義を持たないこと、誰でもトルストイのような作品を書けるとすればそれらの作品は高く評価されないこと、達成の価値が潜在能力の実現に存するとすればトルストイの達成はネズミの潜在的能力の卓越した顕在化よりずっと重要であるとは言えないこと、永遠の観点から見れば私がする全てのことは重要でないことなどが挙げられる。

ノージックの議論に対するこれらの反論はどれも十分な説得力を持たないと本発表では論じる。さらに、ノージックの議論について複数の異なる解釈が可能であり、少なくとも一つの解釈によるその議論は心理状態説に対する適切な批判となると論じる。

## ミルにおける二つの自由概念

米原 優 (東北大学大学院生)

自由という言葉はきわめて多義的である。そして、『自由論』の著者であるジョン・スチュアート・ミルの思想においても、二つの自由概念が存在する。一つは、『自由論』の主題とされる自由であり、彼自身が「市民的あるいは社会的自由」と呼ぶものである。もう一つは、『論理学の一体系』第六卷第二章にて言及される自由、すなわち「道徳的自由」である。本発表の課題は、この二つの自由概念はそれぞれ何を意味するのか、そして、両者はいかなる関わりを持つのか、この二点を明らかにすることである。

両著で論じられている自由に関連が存在することを指摘した研究として、しばしば言及されるのが、G・W・スミスによる研究である。しかし、彼の見解にはいくつかの誤りが存在すると言わざるを得ない。その中でもとりわけ問題とすべきは、『自由論』において主題とされる自由と『論理学の一体系』にて言及される自由が、同一の自由概念を指示しているとみなされている点である。それに反し、ミルの思想において、この二つの自由は敢然と区別されている。

では、この二つの自由概念はそれぞれ何を指しているのか。まず、『自由論』における、社会的(市民的)自由とは、一言で言えば、強制からの自由である。この場合の強制として特に問題とされているのは、ある人が、それを行わなければ処罰を科すという一種の脅しのもとで、特定行為の遂行を強いられるというかたちでの強制である。しかし、ミルはこの種の強制を全面的に否定しているわけではなく、各人に強制されるべき諸行為は存在し、この種の諸行為こそ義務と呼ぶべきものであると考えられている(なお、処罰や義務に関するミルの見解については、拙稿「ミルの寛容論—『自由論』における二種類のペナルティについて—」、『倫理学年報』第56集、2007年を参照)。それゆえ、『自由論』にて論じられる社会的自由という概念に基づけば、自由な人とはこのような義務以外の行為の遂行を強制されていない人であるということになる。

他方、『論理学の一体系』において言及される道徳的自由とは、自身を取り巻く様々な環境(たとえば、法、統治形態、世論などがこの種の環境に含まれる)を、自身が追求する目的の達成に資するものへと変革する、個人の力を指す。このような道徳的自由という概念に基づけば、自由な人とは自分が望むように環境を変革することができる人である。『論理学の一体系』第六卷第二章において採り上げられる宿命論とは、この種の道徳的自由を、言い換えれば、個人は自身が望むように環境を変革する力を持ちうる存在者であるということを否定する立場であり、それゆえに批判の対象となっている。また、『自由論』や『代議制統治論』においては、自身が望むように環境を変革しようと努力する人が、積極的性格を持つ人と呼ばれ、望ましい特質の持ち主であると考えられている。

このように、社会的自由と道徳的自由はそれぞれ別個の概念を指示しており、社会的自由という概念に基づけば自由といえるような人が、道徳的自由という概念に基づけば自由ではないということもありうる。しかしながら、このことは、両者の間にはいかなる関連も存在しないということの意味しない。というのも、社会的自由を人々に保障しなければならないのはなぜかという問いに対し、その保障によって、各人が自身の望むように環境を変革することが容易となるからであるという回答をミルは与えると考えられるからである。

発表においては、二つの自由概念が上述のような特徴と関連を持つことを、ミルの諸著作を中心に、その他の論者の論考にも適宜言及しつつ明らかにする。

## 個人研究報告

## ロールズのミル解釈——自由原理と公共的理由——

池田 誠 (北海道大学大学院生)

ジョン・ロールズは1960年代後半から95年の退職までハーバード大学で道徳哲学史と政治哲学史の講義を行っており、その講義録が去る2000年と07年(それぞれ『道徳哲学史講義』、『政治哲学史講義』)に、彼の許可のもと編集・出版された。後者の講義録には、社会契約論者のホッブズ、ロック、ルソーのほか、ロールズが『正義論』以後論敵とみなし続けた功利主義を代表する二人の論客、J. S. ミルとH. シジウィックを扱う講義が収録されている。ロールズはつねに、主題となっている論者の理論と自らの理論「公正としての正義」との比較を念頭において講義を行った。ゆえに本書では、『正義論』や『政治的リベラリズム』の中ではあまり論じられることのなかったロールズと歴史的論者たちのつながり・共通点・相違点が、またとりわけロールズの豊かな功利主義理解が、ほかでもない彼自身の言葉によって語られている。

本発表では、このうちロールズのミル解釈について論じる。彼自身の正義の理論が「現代の立憲民主制社会」とそこに生きる「市民」という二つの構想をもとに構成されているように、ロールズは、ミルのリベラルで権利基底的な功利主義を解釈する際、その根底に存在するミル独自の(近代)社会観・人間観に注目する。ロールズは、ミルが近代世界の特徴と考えていたもの、およびそのもとで生きるすべての人々に共通する心理的傾向と四つの恒久的利益(permanent interests)と考えていたものを明らかにし、これを軸として、ミルの功利主義の特徴である「快の質的区別」「正義の保障と功利の最大化は矛盾しないこと」「自由原理の位置づけとその功利主義的正当化」を理解するための一貫した展望を与える。

ロールズのミル解釈にはとりわけ興味深い点が二つある。第一の点は、『自由論』『女性の隷従』でミルがときおり言及する「近代世界の諸原理(the principles of the modern world)」は、(社会正義の問題に焦点を絞る場合には)実質的に正義の二原理と同じ含意を持つものだとロールズが考えている点である。第二の点は、ロールズがミルの自由原理を、後期のロールズ正義論における重要な概念「公共的理由(public reason)」——多様な価値観が共存する現代の民主制社会において、市民が公権力を行使し互いにルールを課しあう際に訴えることが許される理由——を識別する基準となる原理と解釈している点である。ロールズは『正義論』では功利主義を打倒すべき論敵としていたが、『政治的リベラリズム』以降は一転、功利主義も正義の二原理を支持する——二原理を焦点とする「重なり合うコンセンサス」を形成する候補となりうる——と主張している。

このように、ロールズは自らの政治哲学とミルの政治哲学の間に多くの類似を見出している。私は、ロールズ自身のこの判断について批判的吟味を加えたい。私は、ロールズの見込みとは異なり、ミルの功利主義的リベラリズムがロールズ正義の第二原理、とりわけ格差原理をも支持しうるかどうかにについては疑念を抱いている。この点について、私はミル講義では触れられるにとどまっていた『政治経済論(Principles of Political Economy)』を参考にして、正義の分配的側面に関するミルの考え方を取り出し、ロールズ正義論と比較する。また、ロールズは重なり合うコンセンサスを形成する候補として、さらにベンサムやシジウィックの総効用功利主義を挙げているが、ミルとロールズの間に見られる親和性・共通性が彼らの功利主義についても妥当するかどうかについても考察を加えたい。



